

1. 利用規定の改正点

(1) 当行による特定記録機関変更記録の通知

- ・当会社が特定記録機関変更記録の通知を受領した場合の、利用者への通知方法について規定する。

【利用規定第 14 条ウ関係】

(2) 本利用規定変更時の周知期間、周知方法の明確化

- ・本利用規定を変更する場合の周知期間、周知方法を明確化する。

【利用規定第 25 条第 1 項・第 2 項関係】

2. 利用規定新旧対比表

※改正箇所は以下の通りです（改正後の利用規定については、当行ウェブサイトから、ご確認いただけます。）。

むさしの<でんさい>サービス利用規定	
新	旧
<p>第 14 条（電子記録の通知の方法） 業務規程第 25 条第 2 項に定める通知の方法は、以下の通りとします。</p> <p>ア．ビジネス・ダイレクト扱の場合は、利用者がビジネス・ダイレクトおよびでんさいWEBにより指定した電子メールアドレスに通知があった旨を配信し、利用者がでんさいWEBにより通知内容を確認するものとします。電子メールアドレスが変更となった場合は、利用者がビジネス・ダイレクトおよびでんさいWEBにより電子メールアドレスの変更処理を行うものとします。</p> <p>イ．店頭受付扱の場合は、利用者の指定したファクシミリ番号あてにファクシミリにより通知します。ファクシミリ番号が変更となった場合は、当行所定の書面により決済口座取引店に届出のものとします。</p> <p><u>ウ．特定記録機関変更記録に係る通知の方法は、上記ア・イによらず郵送、もしくは面前での交付等によるものとします。</u></p>	<p>第 14 条（電子記録の通知の方法） 業務規程第 25 条第 2 項に定める通知の方法は、以下の通りとします。</p> <p>ア．ビジネス・ダイレクト扱の場合は、利用者がビジネス・ダイレクトおよびでんさいWEBにより指定した電子メールアドレスに通知があった旨を配信し、利用者がでんさいWEBにより通知内容を確認するものとします。電子メールアドレスが変更となった場合は、利用者がビジネス・ダイレクトおよびでんさいWEBにより電子メールアドレスの変更処理を行うものとします。</p> <p>イ．店頭受付扱の場合は、利用者の指定したファクシミリ番号あてにファクシミリにより通知します。ファクシミリ番号が変更となった場合は、当行所定の書面により決済口座取引店に届出のものとします。</p> <p>【追加】</p>
<p>第 25 条（サービス内容・規定の変更）</p> <p><u>(1) 本サービスの内容については、本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当行は利用者に事前に通知することなく変更できるものとします。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害は利用者が負担するものとします。</u></p> <p><u>(2) 本規定はサービス向上のため、または金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当な事由があると認められる場合は、任意に改廃することがあります。この場合は、変更内容に応じ相当の期間をもって変更後の本規定を下記(3)の通知手段により告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。</u></p> <p>(3) 利用者は、前項の通知の手段として、郵便、電話、当行WEBサイト上への掲示、電子掲示板、電子メール等が利用されることに同意するものとします。</p>	<p>第 25 条（サービス内容・規定の変更）</p> <p><u>(1) 本サービスの内容および本規定の内容については、本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当行は利用者に事前に通知することなく変更できるものとします。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害は利用者が負担するものとします。</u></p> <p><u>(2) 本サービスの内容および本規定の内容を変更した場合は、当行は利用者に通知します。ただし軽微な変更の場合を除きます。</u></p> <p>(3) 利用者は、前項の通知の手段として、郵便、電話、当行WEBサイト上への掲示、電子掲示板、電子メール等が利用されることに同意するものとします。</p>

以上